

○参照条文

(傍線の部分は改正部分)

租税特別措置法

租税特別措置法施行令

租税特別措置法施行規則

(特定設備等の特別償却)

第十一条 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に特定設備等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその事業の用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第十条第四項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額(以下この条において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

法人	資産	割合
一 (略)	(略)	(略)
二 政令で定める当該事業の経営の合理化及びめる海上運搬環境への負荷の低減に資する送業を営むものとして政令で定める船舶個人		百分の十六(当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往來するもの(以下この号において「外航船舶」という。))で當

(特定設備等の特別償却)

第五十条の十 (略)

4 法第十一条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第六項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項において同じ。)、及び海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。

5 法第十一条第一項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める船舶は、鋼船(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち海洋運輸業又は沿海運輸業の用に供されるもので国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6 法第十一条第一項の表の第二号の下欄に規定する事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものは、鋼船(船舶のトン数の測定に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が三千トン以上のものに限る。)のうち海洋運輸業の用に供されるものとし、同欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

7 法第十一条第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する特定設備等につき五年を超えない範囲内で財務大臣が定める期間とする。

8 法第十一条第一項に規定する政令で定める個人は、第四項に規定する船舶貸渡業を営む個人とする。

9 法第十一条第一項に規定する政令で定める割合は、百分の七十五とする。

10 財務大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第七項の規定により期間を定めるときは、これを告示する。

11 国土交通大臣は、第五項又は第六項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

該事業の経営 の合理化に著 しく資するも のとして政令 で定めるもの 及び当該船舶 のうち環境へ の負荷の低減 に著しく資す るものとして 政令で定める もの(外航船舶 を除く。)につ いては、百分の 十八)
--

2 前項の規定により当該特定設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(特定設備等の特別償却)
第四十三条 法人で青色申告書を提出するものうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産

(以下この項において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定設備等の取得価額(第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法人	資産	割合
一 (略)	(略)	(略)
二 政令で定める当該事業の経営の合理化及びめる海上運送業を営むものとして政令で定める船舶	該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往來するもの(以下この号において「外航船舶」という。)で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの(当該法人が)	百分の十六(当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往來するもの(以下この号において「外航船舶」という。)で当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの(当該法人が)
第五十九条の二第一項の規定の適用を受		

(特定設備等の特別償却)
第二十八条 (略)

- 4 法第四十三条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第六項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第六項において同じ。)、及び海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。
- 5 法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める船舶は、鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち海洋運輸業又は沿海運輸業の用に供されるもので国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 6 法第四十三条第一項の表の第二号の下欄に規定する事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものは、鋼船(船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が三千トン以上のものに限る。)のうち海洋運輸業の用に供されるものとし、同欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 7 法第四十三条第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する特定設備等につき五年を超えない範囲内で財務大臣が定める期間とする。
- 8 法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、第四項に規定する船舶貸渡業を営む法人とする。
- 9 法第四十三条第一項に規定する政令で定める割合は、百分の七十五とする。
- 10 財務大臣は、第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第七項の規定により期間を定めたときは、これを告示する。
- 11 国土交通大臣は、第五項又は第六項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

けるものであ	る場合には、同	項に規定する	日本船舶に該	当しないもの	を除く。）及び	当該船舶のう	ち環 境 へ の 負	荷の低減に著	しく資するも	のとして政令	で定めるもの	（外航船舶を	除く。）につい	ては、百分の十	八）
--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	----